



お送りします 納税などの 通知書

平成 25 年度納税（納入）通知書発送予定日

- 固定資産税・都市計画税 …… 5月10日（金）
- 市民税・道民税（特別徴収） …… 5月13日（月）
- 市民税・道民税（普通徴収） …… 6月10日（月）
- 軽自動車税 …… 5月10日（金）
- 国民健康保険税 …… 6月10日（月）
- 介護保険料 …… 6月10日（月）
- 後期高齢者医療保険料 …… 6月10日（月）

市民税・道民税

市税は市民の生活に密着した行政運営に欠かすことのできない貴重な財産です。今月から来月にかけて、この納税（納入）通知書をお送りしますが、今回、これらの税のあらましをお知らせします。

毎年1月1日現在、市内に住所があり、一定の所得（表の「市民税と道民税が課税されない方」）を超える方は、所得額に応じて課税されます。

■税額の算出方法
【均等割額】

市民税と道民税が課税されない方

●均等割も所得割もかからない場合

①未成年の方、障がいのある方、寡婦または寡夫に該当する方で、合計所得金額が125万円以下の方

（例）収入が給与のみの場合：
収入額が約204万円以下の方

収入が年金のみの場合：
収入額が245万円以下の方
（昭和23年1月1日以前生まれの方）

収入額が約216万円以下の方
（昭和23年1月2日以降生まれの方）

②扶養親族がいる方で、
{(本人+扶養人数)×35万円+21万円}以下の所得の方

③扶養親族がいない方で、
前年の合計所得金額が35万円以下の方

④生活保護法によって生活扶助を受けている方

●所得割がかからない場合

扶養親族がいる方で、
{(本人+扶養人数)×35万円+32万円}以下の所得の方

市民税 30000円 + 道民税 10000円

【所得割額】

課税標準額（総所得金額－所得控除金額）×税率（10%）
－税額控除額

※土地・建物の譲渡所得など、所得の種類によっては、計算方法が異なります。

■納入方法

給与所得の方は、原則6月から翌年5月までの毎月、給与から天引きされます（特別徴収）。

事業を営んでいる方などは、7月1日、9月2日、10月31日、翌年1月31日までの年4回、直接個人で納めます（普通徴収）。

年金収入のある方は、年齢や年金額などにより、普通徴収

収または年金からの天引きとなります（選択制ではありません）。

【詳細】

市民税課市民税係 ☎ 381・1012

固定資産税

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械・器具・備品など）を所有して、次の台帳に登録または登録されている方に課税されます。

●土地Ⅱ登記簿または土地補充課税台帳

●家屋Ⅱ登記簿または家屋補充課税台帳

●償却資産Ⅱ償却資産課税台帳

収

固定資産税や都市計画税についてのしくみなどを説明したパンフレットを、5月10日（金）発送予定の納税通知書に同封しますので、ご覧ください。

■課税標準額

土地、家屋および償却資産は評価額（固定資産の価格）を基にして課税標準額を定めます。

■税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4%）
市では固定資産の課税内容をお知らせするため、固定資産税・都市計画税納税通知書に「固定資産（土地・家屋）課税明細書」を添付していますので、課税状況をご確認ください。

■納期

年4回（5月、7月、9月、12月）

■新築住宅の固定資産税の軽減
減切

平成21年（マンションなどの3階建以上の中高層耐火住宅は平成19年。ただし、長期優良住宅を除く。）に新築された住宅の固定資産税はこれまで軽減されてきましたが、軽減の期間が平成24年度終了したこと、今年度（平成25年度）から本来の税額に戻ります。

なお、昨年まで軽減されていた税額は、平成24年度納税通知書の2枚目に記載していますのでご確認ください。

【詳細】資産税課 ☎ 381・1404



都市計画税

市街化区域内に土地・家屋を所有している方に、固定資産税と併せて課税されます。課税標準額は固定資産税と同じく、土地・家屋の評価額を基に計算されます。

■税額の算出方法

課税標準額×税率(0.3%)
【詳細】資産税課 ☎ 381・1404

軽自動車税

毎年4月1日現在、市内で使用している原動機付自動車、トラクターなどの小型特殊自動車、軽自動車、二輪小型自動車を所有または使用している方に課税されます。普通乗用車と異なり、月割制度はありません。

5月10日(金)に発送する納税通知書は、車検の有無によらず車両1台ごとに発行します。納期限は5月31日(金)です。

■口座振替をご利用の方へ

納付確認の後、納付済確認通知書と車検用納税証明書を送付します(6月中旬予定)。

5月下旬から6月中旬までに車検の有効期間が満了となる車両をお持ちの方は、満了日の1か月前から車検を受けることができますので、平成24年度車検用納税証明書(有効期限は平成25年5月30日)

| 対象者 | 対象となる軽自動車 |
|--|--|
| ①重度の身体障がいまたは精神障がいがある方 | 使用または所有するもの |
| ②重度の障がいのある身体障がい者で18歳未満の方、または精神障がい者のうち、重度の障がいのある方と生計を同じくする方 | 所有する軽自動車で、当該身体障がい者または精神障がい者のために運転するもの |
| ③身体障がい者などのみの世帯の方 | 所有する軽自動車で、当該身体障がい者などのために常時介護する方が運転するもの |
| ④右の軽自動車を所有する方 | 身体障がい者などの利用のための構造をもつもの |

にて、早めに車検を受けることをお勧めします。5月31日から車検用納税証明書が届く前に平成25年度車検用納税証明書が必要な方は、ご連絡ください。

■軽自動車税の減免

左の表に該当する場合には減免制度があります。※部位により対象となる障がいの等級が異なりますので、事前に電話などでご確認ください。

【手続き】

①交付を受けている手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳など)、②運転免許証、③印鑑(スタンプタイプの簡易印鑑以外)、④車検証をお持ちのうえ、5月24日(金)までに市役所10番窓口で手続きしてください。

※平成25年度納税通知書が届いてから申請される方は、納税する前に手続きしてください。

国民健康保険税

国民健康保険の加入者に負担していただく税金です。算出方法などは右下の表のとおりです。

■忘れずに申告してください

今年度の国民健康保険税は、前年中(平成24年1月1日~12月31日)の所得に基づき算定します。前年中は無収入だった方、または収入が障害年金・遺族年金や雇用保険の給付金などの非課税所得だけの方も必ず申告してください。

申告を忘れた場合は、国民健康保険税の軽減の対象から外れるほか、高額療養費支給額や入院時食事療養費の減額などの判定が行えませんので、ご注意ください。

※すでに確定申告や市民税の申告が済みの方や、収入が年末調整済みの給与や公的年金(老齢年金)だけの方は申告不要です。

※所得の種類や内容により提出先が異なります。

【詳細】国保年金課 国保賦課 ☎ 381・1012

28

リストラされた方などの 国保税の軽減



リストラや雇い止め、倒産などにより離職した方で国民健康保険に加入している方や、このような離職により被用者保険などから国民健康保険へ加入した方は、申請により国保税の軽減が受けられます。

■対象となる方

軽減を受けられるのは、自分の意思にかかわらず平成21年3月31日以降に離職した雇用保険の特定受給資格者、あるいは特定理由離職者で、雇

用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34の方です。なお、特例受給資格者証(資格者証の右上に「特」と記載)、高齢受給資格者証(資格者証の右上に「高」と記載)をお持ちの方は対象となりません。

■軽減額

前年の給与所得を30/100とみなして税計算が行われ、国保税が軽減されます。(16ページ)

平成25年度の国民健康保険税

【医療分】

- ①所得割→(前年所得-33万円)×8.3%
 - ②均等割→加入者1人につき24,000円
 - ③平等割→1世帯につき25,500円
- ※①~③を合算した額で最高額は510,000円です。

【後期高齢者支援金等分】

- ①所得割→(前年所得-33万円)×1.6%
 - ②均等割→加入者1人につき5,000円
 - ③平等割→1世帯につき5,500円
- ※①~③を合算した額で最高額は140,000円です。

【介護分】(40歳~64歳の被保険者)

- ①所得割→(前年所得-33万円)×1.7%
 - ②均等割→加入者1人につき8,800円
- ※①~②を合算した額で最高額は120,000円です。



個人情報保護制度

プライバシーの侵害を防ぐため、国は平成17年4月に「個人情報保護法」を施行しましたが、市では、国に先駆けて、平成14年6月に「個人情報保護条例」を施行し、市民の皆さんのプライバシー保護に取り組んできました。

個人情報保護制度は、市が保有する市民の皆さんの個人情報について、具体的な管理ルールを定めるとともに、扱われている自己の情報の開示や訂正を求めていくことができる制度です。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことが可能で、閲覧は無料です(複写・複製などは実費をいただきます)。

平成24年度の開示請求の処理状況は、表のとおりです。

| 区分 | 決定件数 |
|------|---------|
| 全部公開 | 77(60)件 |
| 一部公開 | 4件 |
| 非公開 | 0件 |
| 不存在 | 2件 |
| 計 | 83(60)件 |

※()内は職員採用試験の結果に係る開示件数

情報公開制度

情報公開制度とは、市が保有している情報を皆さんからの求めに応じて公開する制度です。

公開の請求は、どなたでも行うことが可能で、閲覧は無料です(複写・複製などは実費をいただきます)。

平成24年度の公開請求の処理状況は、表のとおりです。

| 区分 | 決定件数 |
|------|------|
| 全部公開 | 10件 |
| 一部公開 | 13件 |
| 非公開 | 0件 |
| 不存在 | 4件 |
| 計 | 27件 |

情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談室横にある情報公開コーナーでは、情報公開の請求のほか、行政情報に関する冊子などを閲覧することができますので、お気軽にご利用ください。

【詳細】 総務部総務課 ☎ 381-1005

■ **期限内納付に御協力を**
市税は、市民のみなさんが安心して暮らせるよう、教育や福祉などのサービスを提供するための大切な財源で、平成25年度一般会計当初予算額では市の歳入の29パーセント

を占めています。安定した財源の確保のためにも市税は納期限内に納めましょう。



■ **滞納すると**
定められた納期限までに納付がない方には督促状を発送

インターネット公売

差し押さえた財産を、国税徴収法などにのっとり、インターネットを使って売却する手続きのことです。インターネット公売で落札された物件の買受代金は、滞納税金にあてられます。

インターネット公売の開催状況など、詳細は市のホームページをご覧ください。

■ **納税相談はお早めに**
今月から税目ごとに、平成25年度の納税通知書が発送されます。やむを得ない事情により納期限までに納付できない場合は、お早めにご相談ください。

市税の納め忘れはありませんか？

■ **軽減期間**
(15ページから)
離職した日の翌日の月分から翌年度末まで軽減され、途中で就職しても国保に加入中であれば継続されますが、他の健康保険に加入した場合は終了となります。

ただし、軽減期間内に再離職し、再度国民健康保険に加入した場合は軽減が再度適用されることもあります。再離職の際に自己都合退職などに発行された場合は軽減が適用されません。

■ **高額療養費**
高額療養費などの所得区分の判定についても、給与所得を30/100として判定します。

■ **滞納処分**
督促状や催告書などを発送した後も滞納が続く方には、強制的に滞納している税を徴収する「滞納処分」となる場合もあります。滞納処分は、債権(預貯金・給与・生命保険等)のほか、不動産や自動車などの動産も対象となります。

■ **滞納する**
滞納期間内に再離職し、再度国民健康保険に加入した場合は軽減が再度適用されることもあります。再離職の際に自己都合退職などに発行された場合は軽減が適用されません。